

平成 28 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 2
-

平成 28 年 9 月 13 日（火曜日）

文教福祉委員会会議録

平成28年9月13日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時59分開議（実時間116分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号
1. 議案第93号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第97号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例）
1. 議案第98号・指定管理者の指定の期間の変更について（八代市千丁地域福祉保健センター）
1. 議案第102号・八代市千丁健康温泉センター条例の制定について
1. 議案第103号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
1. 議案第104号・八代市立小学校設置条例の一部改正について
1. 議案第105号・八代市公民館条例の一部改正について
1. 議案第106号・八代市南部市民センター

条例の廃止について

1. 所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
（学校給食調理場におけるノロウイルス感染への対応について）
（特別支援教育について）
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	友 枝 和 明 君
副委員長	庄 野 未 藏 君
委 員	太 田 広 則 君
委 員	島 田 一 巳 君
委 員	田 方 芳 信 君
委 員	橋 本 幸 一 君
委 員	前 垣 信 三 君
委 員	幸 村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	釜 道 治 君
教育部次長	桑 田 謙 治 君
理事兼 教育政策課長	宮 田 徑 君
学校教育課長	渡 邊 裕 一 君
生涯学習課長	澤 田 宗 順 君
教育サポートセンター所長	高 嶋 宏 幸 君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 田 忍 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	小 藪 正 君
こども未来課長	小 川 正 芳 君
健康福祉政策課長	西 田 修 一 君
理事兼 長寿支援課長	秋 田 壮 男 君

建設部

建築住宅課長 宮 端 晋 也 君

○記録担当書記 松 本 和 美 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(友枝和明君) おはようございます。
す。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号(関係分)

○委員長(友枝和明君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず教育部から、歳出の第9款・教育費について説明をお願いいたします。

○教育部長(釜 道治君) おはようございます。
す。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

第9款・教育費中、教育部の所管分について、桑田教育部次長が説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

また本日は、別途条例議案3件の審査をお願いしますとともに、所管事務調査において2件の報告をさせていただきます。あわせてよろしくをお願いいたします。

○教育部次長(桑田謙治君) おはようございます。
す。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 教育部次長の桑田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、教育部所管分

について説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、まず、予算書3ページをお願いいたします。

歳出の款9・教育費に6069万円を追加し、補正後の額を44億4940万1000円とするものでございます。

なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は878万2000円で、補正額から教育部所管の額を差し引いた5190万8000円は、経済文化交流部が所管いたしますものでございます。

項別の内訳、項2・小学校費878万2000円が教育部の所管に係る補正でございまして、項7・社会教育費及び項8・社会体育費は、経済文化交流部の所管に係るものでございます。

また、4ページの、歳出の款10・災害復旧費、項4・文教施設災害復旧費に2177万5000円を追加しておりますが、これにつきましても、経済文化交流部の所管に係るものでございます。

9ページからの歳入のうち、教育部に係る歳入につきましては、歳出の財源内訳として、歳出にあわせて御説明をいたします。

それでは、歳出の内容について説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費の、小学校通学関係事業でございます。補正額が節18・備品購入費に810万円で、これは金剛小学校スクールバス購入経費でございます。

平成29年4月1日から、金剛小学校敷川内分校が本校に統合が予定されてますことから、分校の対象児童であります敷川内地区から本校に通学いたします、1年生から3年生までの児童の安全・安心な通学を確保するために、スク

ールバスを運行することといたしております。
新学期からの運行に間に合うように、今回補正
をお願いするものでございます。使用するスク
ールバスは、29人乗り、固定席20のマイク
ロバスを予定いたしております。

特定財源といたしましては、地方債の合併特
例債760万円を充てております。

なお、スクールバスの運行につきましては、
安全・安心かつ安定運行を確保するために、民
間の専門業者への業務委託を考えており、委託
年数につきましては、今後の児童数等を考慮し
て、平成29年度から平成32年度までの4年
間といたしております。来年4月からの運行に
向けて入札等の準備期間を確保するために、予
算書5ページにありますとおり、債務負担行為
を追加させていただいております。

次に、目2・教育振興費の教育研究校推進事
業でございます。補正額が10万円で、特定財
源としまして、県補助金5万円を充てておりま
す。7月8日に、熊本県から教育研究校の指定
に係る補助金の内示があったことから、今回、
補正予算となっております。

この事業は、熊本県生きる力を育む研究指定
校の指定及び補助事業実施要項に基づき、県か
ら研究校の指定を受けた麦島小学校において、
生きる力を支える確かな学力の充実及び向上を
図るために実施するものでございます。指定期
間は1年間となっておりますが、継続を希望す
る場合は1年間延長ができることとなっております。

事業の内容といたしましては、研究主題を、
確かな学力を身につけ生き生きと学習に取り組
む児童の育成と設定し、魅力ある授業づくり、
学び合う仲間づくり、学習環境・習慣づくりの
3つの視点から、確かな学力の育成を目指すも
のでございます。

節11・需用費10万円は、研究に関する書
籍購入、消耗品費及び印刷製本に要する経費で

ございます。

次に、目3・学校建設費の泉第八小学校教職
員住宅災害に伴う移転事業（地震災害関連）で
ございます。補正額が節14・使用料及び賃借
料に58万2000円で、これは、熊本地震に
より被災し、現在使用を中止いたしております
泉第八小学校の職員住宅の仮宿舎として、五家
荘溪流キャンプ場のバンガロー3棟を使用する
ための経費でございます。

使用期間でございますが、被災した職員住宅
につきましては、新築をいたしますが、完成が
来年3月中旬と見込まれていますことから、平
成28年6月15日から平成29年3月31日
までといたしております。使用料としまして
は、バンガローを仮宿舎として使用する期間
中、バンガローの貸し出しができなくなること
によりまして、キャンプ場の指定管理者の収入
に影響を与えますことから、年間収入見込み額
を参考にして算出いたしております。

以上が、教育部が提案いたしております補正
予算の内容でございます。御審議のほどよろし
くお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（幸村香代子君） スクールバスの購入
経費ということで今説明が、810万円ですか
ね、あったんですが、このうち760万円が合
併特例債が充当できるというような説明ではあ
りましたけれども、リースとかですね、やっぱ
その他のいろんな方法があったかなと思うんで
すが、それが購入というふうに決められたところ
を、少し説明していただいていいですか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 教育政
策課の宮田です。よろしくお願いいたします。

ただいま、スクールバスの購入に至った経緯
ということでございますが、当初、リースのほ
うでも検討いたしました。で、リースの経費と
いいするのがですね、大体一月に11万800

0円ぐらいかかるということで、年間にいたしますと、142万ぐらいの経費がかかるものですから、10年間たつと、それでも1400万になると。と、購入だと810万円ということで、後々またほかのところのスクールバスのあたりの入れかえ、更新も出てまいりますので、そういったことを考慮いたしますと、もう購入したほうが格段に安いということで、購入になったものでございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 教育研究校推進事業ですけれども、麦島小がですね、指定をされたということで、たくさんの小学校の中から麦小がですね、選ばれたその背景といいますか、理由ですね。それから、対象学年はこれ、1年生から6年生までかっていうことと、それから、担当教師はどういった体制をとられるのかということと、その研究校ですので、当然他校に影響するような、授業参観とか波及効果ですね、他校に対する波及効果についてちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。学校教育課、渡邊でございます。

まず、麦島小学校が今回指定を受けた、その背景ということでございますが、この研究指定校につきましては、毎年、熊本県教委のほうから、一、二校指定を受けております。1つの学校が連続して指定を受けたり、あるいは長く指定を受けなかったりというような不公平感をなくすために、およそ7年から8年のスパンで、研究指定が回ってくるように配慮しております。で、今回麦島小学校が、前回は19、20年度に指定を受けておりまして、そういったところと、さらには、学力の状況も、さらに向上していただきたいという願いから、麦島小学校にお願いしたところでございます。

対象学年は、全学年、全児童であります。

担当でございますが、これも、全ての教師が、何らかの部会に入りまして、全員で研究をしております。

他校への波及効果についてでございますが、今年度、1年目でございますが、1月、2月あたりにですね、研究発表を予定しておりますので、それを支えていきたいと思っております。通常は、希望すれば2年目もありますので、ぜひ2年間の研究をお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○委員（太田広則君） よくわかりました。

1点だけ。担当教師がそのまま授業をされるということですが、特別に先生たちはそのために教育か何か、受けられることつうのはあるんですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） お答えいたします。学校ではですね、研究主題、それから仮説等立てて、研究の組織を構成し、研究の年間計画を立てていきますので、研究主任の先生が中心となって、全ての先生方と毎週、研究授業を行ったり理論研修を行ったりして、研修を深めながら、全員で取り組んでいるところでございます。（委員太田広則君「よくわかりました、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今の関連ですが、2年間で予定され、継続をついてというような希望をされてることですが、2年目についてはもう、当然同じ率の補助金ついているのは出るんですか。

それと、もう一つは、泉第八小学校の教職員のこの移転の問題ですか。泉、あそこだったら、恐らく夏場利用が主かなと思ってるんですが、冬場ってかなりあそこは、想像を絶するような気温になると思うんですが、その辺の対応ついているのは、あのバンガローではできてるん

ですか。

この2点をお願いいたします。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。まず研究指定校についてお答えいたします。

今年度、研究指定受けておりますが、通常県の指定は、1年ごとに2年間というのが最も成果があるというところでございますので、市教委としまして、麦島小学校にはぜひ来年度も受けていただきたいと思いますし、学校も、その覚悟で行っていると思います。補助金につきましても、今年度並みのものが予定されてございます。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） 冬季の五家荘のバンガローのですね、大変寒いではないかという御心配だったかと思いますが、確かに、積雪もあることがございますし、かなり冷え込むということでお聞きしておりますので、バンガローのほうには、石油ファンヒーターがですね、1台置いてあるということですが、それでは到底賄えないであろうということで、私どものほうで、大型の石油ストーブもさらに用意いたしまして、一応3棟のほうにはその石油ストーブを、持ち込むという計画でいたしております。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） わかりました。

じゃあ、別にその大型の石油ストーブの購入費も、別途また予算化されるという、そういう検討のやり方でいいんですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） 大型の石油ストーブにつきましては、私どものほうで、廃校備品で余剰の分がありましたもんですから、故障してるのを修理したりしたのもあるんですが、手持ちがございますので、こちらのほう利用したいと思っております。

以上です。（委員橋本幸一君「はい、わかりました。結構です」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 今の関連なんですけれども、このバンガローを仮宿舎としてですね、使用する場合も、教職員住宅と同等の、例えば災害補償であるとか保険であるとかっていうのは、全部整っているっていうふうに思っているんですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） ちょっと、御質問の意味をもう一度確認したいと思いますけれども、この施設の利用につきましてはですね、通常教職員住宅では、月5000円のですね、賃借料を取っておりますけれども、緊急の災害対応の仮設住宅というような扱いで、一応無償で利用はいただく予定でございます。

今のでお答えになりましたでしょうか。もし、質問の点が違うならまたお願いいたします。

○委員（幸村香代子君） 済いません、言い方が悪くて。普通の教職員住宅であれば、例えば火災とか、まあ家財はもう個人かもしれませんけど、そういったふうな保険関係っていうのはたしか掛けられていたというふうに思うんですが、それは違いましたかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） バンガローのほうで、観光施設でございまして、所管がちよっと、経済文化交流部のほうになっておりますけれども、恐らく建物のほうについてはですね、保険等に入ってもらえるかと思えますけれども、家財のほうは、ないかと思えます。確認はしてありませんが、もう通常の建物の保険に入ってもらえるところかなということで、ちょっと私どものほうも、家財のほうについてはちょっと、考えていないところでございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で、第9款・教育費については終了いたします。

執行部の入れかえのため小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時17分 小会）

（午前10時19分 本会）

○委員長（友枝和明君） それでは、本会に戻します。

次に、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号、健康福祉部関係分につきまして、小藪健康福祉部次長のほうから説明いたします。よろしくをお願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の小藪です。座って説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、別冊となっております、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額1591万3000円を追加し、補正後の予算額は108億3948万8000円と、また、項2・児童福祉費で725万8000円を追加し、補正後の予算額は88億9578万2000円に、さらに、項4・災害救助費

で162万8000円を追加し、補正後の予算額は6250万2000円としております。民生費の総額は、3つ上になりますが、228億6536万6000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で1572万5000円を追加し、補正後の予算額は18億2446万8000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、85億7735万8000円としております。

続きまして、15ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。中ほどの表になりますが、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費に、1591万3000円を計上しております。

内容は、国の地域介護・福祉空間整備等交付金事業で、まず、既存介護施設等にスプリンクラー設備支援事業を活用し、避難が困難な要介護者が入居している有料老人ホーム二見に、スプリンクラー及び消火ポンプユニットの設置費用324万円を補助するものです。また、介護ロボット等導入支援事業を活用し、働きやすい職場環境の整備により介護従事者の確保に資するため、介護ロボットの導入に要する経費の1267万3000円を、社会福祉法人至誠会ほか14法人に対し補助するものです。

なお、特定財源として、国庫補助金10分の10があります。

次に、款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費に、725万8000円を計上しております。

配偶者等からの暴力等により保護が必要な母子家庭が、当初の見込みより多く施設入所となったため、不足額が見込まれることによるものです。

なお、特定財源として、国県支出金4分の3があります。

次に、16ページをお願いします。

款3・民生費、項4・災害救助費、目1・災

害救助費に、福祉避難所運営事業費として16万8000円を計上しております。

これは、熊本地震の発生に伴い、高齢者や障害者など一般の避難所では受け入れ困難な要配慮者を、災害対策基本法等に基づき、平成28年4月22日から6月13日まで福祉避難所として受け入れた、千の穂ほか2施設に対する運営委託費用です。要配慮者延べ346名を受け入れております。

なお、特定財源として、10分の10の県支出金があります。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費に、各種予防接種事業費として1572万5000円を計上しております。

これは、予防接種法の改正に伴い、平成28年10月からB型肝炎ワクチンが定期接種化されたことによるものです。B型肝炎ワクチンは、平成28年4月1日以降に生まれた乳児が、1歳になるまでの間に3回の接種を行うとされており、接種単価7560円で、延べ対象者数2080人の経費です。

なお、特定財源はありません。

これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号の、健康福祉部所管分の説明とします。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 母子生活支援施設入所措置事業について、ちょっと詳細についてお聞きします。ただ、これはですね、プライバシーの問題があるかと思えますので、基本は、DVで本市に他市から、他県から、来られたっていうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○こども未来課長（小川正芳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、小川でございます。よろしく願いをいたします。

母子生活支援施設について、概略、御説明さ

せていただきます。母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条に規定されております施設で、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて、退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としております。最近では、入所されている方の大半はドメスティック・バイオレンスの被害者ということで、DV被害者の一時保護施設としては、母子生活支援施設が最も多くなっております。このように母子生活支援施設は、DV被害者の保護からの、自立支援を進めるための重要な施設となっております。

議員御質問の、他県からの、こちら、八代のほうに來られてらっしゃる方を保護しているかどうかということなんですけれども、これにつきましては、この実際被害に遭われていらっしゃる方の意向というのを配慮いたしまして、例えば御主人が、もともと八代にいらっしゃる方で、例えば他県、福岡とか大分方面に配送作業とかで行かれるような方で、鹿児島の方には行かないというような場合は、鹿児島の施設に入所する、その辺のことは、御本人さんの意向をある程度尊重いたしまして、措置するというふうな形をとっております。基本的には、他県への施設への入所という形で進めさせていただいておりますけれども、中には、熊本県内の施設のほうがよろしいというふうな希望される方もいらっしゃいますので、その辺は、もうこれはまちまちという形になっております。

以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

基本的には、八代市内のそういった、DV等での被害を受けられている母子家庭を、県外の施設に預け、その経費を今回お願いしてるということになります。そういった経緯です。（委

員太田広則君「そういうことですね。はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(友枝和明君) ようございますか。
ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号につきまして、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。お願いします。

○健康福祉政策課長(西田修一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 健康福祉政策課、西田でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、着座にて御説明申し上げます。

別冊となっております、議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予

算・第1号につきまして御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7740万6000円としております。

それでは、内容につきまして、歳出から御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

下段の表ですが、3、歳出でございます。

款3・保健事業費、項1・健康保持増進事業費、目1・健康保持増進事業費で、補正前の額は2383万8000円、補正額は287万1000円、補正後は2670万9000円でございます。

今回の補正でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合を実施主体として、平成27年度から実施しておりますモデル事業につきまして、本年度も、国・県を通じまして本市に対して事業継続の要望がございましたので、一部内容を見直しまして、薬剤師による訪問服薬指導事業の実施に要する経費の補正をお願いするものでございます。

それでは、各節の内容について御説明いたします。

節11・需用費2000円と節12・役務費5万6000円は、薬剤師による訪問服薬指導事業にかかわる講演会及び個別相談会用の、宛名シール及び郵送料でございます。節13・委託料281万3000円を計上いたしております。これは、一般社団法人八代薬剤師会への事業委託料でございます。

薬剤師会へ委託して実施いたします服薬指導事業は、昨年度も実施いたしましたもので、本年度は、高齢者の低栄養防止・重症化予防等推進事業として、高齢者の重症化予防等の推進のために実施するものでございます。後期高齢者に対しまして、薬剤師が医療・介護関係者と連

携して訪問指導することで、医薬品の服薬法が規則正しく守られ、病状の改善や重症化を予防するとともに、誤った服薬による健康障害を予防するものでございます。また、これらの取り組みにより、現在地域医師会など関係団体と連携して取り組んでおります、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護多職種の連携を図るものでもございます。具体的な事業といたしましては、講演会及び個別相談会の開催、薬局での立ち寄り相談の実施、訪問相談指導及び医療・介護関係者と薬剤師との連携のための座談会の開催等を予定いたしております。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページの上段の表ででございます。

2、歳入、款6・広域連合支出金、項1・広域連合補助金、目1・保健事業費補助金、補正額287万1000円、これは、説明欄に記載のとおり、高齢者の低栄養防止・重症化予防等推進事業費補助金で、補助率10分の10でございます。

以上が、平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） まず、年度なんですけれども、27年度に実施をしていて、本年度もこの事業を継続してやるってということなんです。今、9月の補正の時期ですよね。で、27年度、28年度継続してってということであれば、少し時期的に遅いかなというような感じがするんですが、そのあたりはどんなんでしょうか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 昨年の平成27年度については、モデル事業として実施いたしましたが、これにつきましても、5月ぐらいに厚労省のほうから直接、事業実施の依頼がございまして、本年度につきましては、熊本

県の後期高齢者医療広域連合のほうからですね、実施計画書の提出依頼が6月下旬にありましたもんですから、6月議会にはちょっと間に合わないということで、今回計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） っていうことは、5月の段階でもう、この事業を継続して受けるということで、6月下旬に、結局その関係資料あたりの提出だったということになるんですかね。震災の影響ですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 説明が不足しており、申しわけございません。

平成27年度につきましては、厚労省のほうから、5月に、新規事業としてモデル事業を計画してるということで、八代市のほうでぜひ事業実施の検討してもらえないかというような打診がございました。これは27年度でございます。

で、一方28年度については、先ほど申しましたとおり、事業計画の提出依頼が6月下旬にございましたので、今回の9月補正の計上となったところでございます。

以上でございます。（委員幸村香代子君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第92号・平成28年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第93号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

議案第93号につきまして、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。お願いします。

○理事兼長寿支援課長(秋田壮男君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 長寿支援課、秋田でございます。よろしく願いいたします。座りまして御説明させていただきます。

別冊になっております、議案第93号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第1号でございます。

初めに、予算書の1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ9258万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ142億967万4000円といたしております。

それでは内容につきまして、5ページをお願いいたします。

まず、下段、3、歳出について御説明いたします。

款5・諸支出金、項1の目1・償還金及び還付加算金に、9258万9000円を追加いたしております。

これは、平成27年度の介護保険事業費が確定し、国庫支出金などの額が確定しましたので、超過交付分を償還を行うものでございます。なお、償還の期限が9月30日ですので、今回補正をお願いしたところでございます。

内訳は、介護給付費に係る国庫負担金が約9

000万円、地域支援事業に係る国庫補助金で約70万円、県補助金が約35万円、第2号被保険者保険料に係る社会保険診療報酬支払基金への償還金が約93万円でございます。

次に、財源につきまして、同じページの上の段になります、2、歳入の款9・繰越金、項1の目1・繰越金におきまして、歳出と同額の9258万9000円を計上いたしております。

以上、議案第93号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第93号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第94号・専決処分の報告及びその承認について(平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号(関係分))

○委員長(友枝和明君) 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、歳出の第3款・民生費及び第10款・災害復旧費中、健康福祉部所管分について説明

をお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第94号です。専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号ですけれども、健康福祉部所管分につきまして、小藪健康福祉部次長のほうから説明いたします。お願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） 健康福祉部の小藪です。よろしくをお願いいたします。座って御説明をしたいと思います。

それでは、議案書1ページ、議案第94号・専決処分の報告及びその承認についてをお願いします。

次の2ページですが、7月21日に、熊本地震及び梅雨前線豪雨の復旧等の経費のうち、急を要したものについて、平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号として専決処分しておりますので、文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

6ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の下の表の歳出でございますが、款3・民生費、項4・災害救助費で3456万円を追加し、補正後の予算額は6087万4000円としております。民生費の総額は、1つ上になりますが、228億4056万7000円としております。

さらに、款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費で271万8000円を追加し、補正後の予算額は3億903万6000円としております。災害復旧費の総額は、10億3877万7000円としております。

続きまして、13ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。

款3・民生費、項4・災害救助費、目1・災害救助費に、3456万円を計上しております。

これは、今回の平成28年熊本地震におい

て、4月15日に熊本県内全市町村が災害救助法の適用を受けたことに伴い、法に基づき実施しております住宅の応急修理に要する費用を追加補正するもので、60件分を追加しております。

追加補正の理由としましては、当初は6月補正におきまして40件分を計上しておりましたが、7月21日現在で応急修理の申込件数が56件に達したこと、次に、応急修理事業の実施期間が、当初の7月13日までから、12月13日まで5カ月間延長されたこと、さらに、罹災証明書の発行が現在も一定数継続していることから、当初の40件では委託費の支払いが不足するおそれがあると判断し、追加計上を行ったものです。

この住宅応急修理制度につきましては、半壊で自らの資力では応急修理することができない方及び大規模半壊の方を対象とし、これに加えて、応急修理をすることで避難所などへの避難を要しなくなること、仮設住宅などを利用しないことといった要件を満たす場合に、被災した住宅の日常生活に不可欠な部分の最小限の部分の応急修理費を、57万6000円を上限として、市が直接修理を行った業者に支払うものです。

次に、14ページ下の表をお願いします。

款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費、目1・民生施設災害復旧費に、271万8000円を計上しております。

これは、6月19日から7月13日にかけての梅雨前線豪雨で被災した、郡築しおかせ保育園の保育室の雨漏り修繕費用14万7000円と、宮地さくら保育園の給食室前通路や乳児室前のテラスの雨漏りなどの屋根防水工事費用257万1000円です。

これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号の、健康福祉部所管分の説明とします。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） 住宅応急修理事業なんですけど、先ほど、7月21日現在、申込件数56件というふうな御報告あったかなと思いますが、現段階においてどれぐらいの申込数ありますか。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 建築住宅課の宮端でございます。よろしくお願いいたします。

8月末現在での応急修理の申請件数は、74件となっております。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認について、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第97号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例）

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第97号・平成28年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認

についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第97号につきまして、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

では、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第97号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

専決処分した事件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告しその承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

次の32ページは、8月9日付で専決いたしました、専決第14号・専決処分書でございます。

今回行いました専決処分は、平成28年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例の制定でございます。

それでは、内容につきまして、事前に配付させていただいております、議案第97号関係資料を用いて御説明させていただきます。

まず、1、専決の理由でございます。

平成28年熊本地震について、災害救助法が適用されましたことから、国は、申請期限について特例を設けることを容認いたしました。これは、精神的に不安定で手続ができない場合や、市外に避難中で手続が難しい場合などがあることから、提出期限に特例を設けるものでございます。

市といたしましては、国の考え方に沿った特例条例の準備を進めると同時に、既に提出されております介護保険条例に基づく減免申請についても、特例条例を適用することで、再申請の手続負担など軽減し、さらに、4月にさかのぼ

って減免を適用するため、今回専決処分という方法を選択いたしております。

次に、２、条例の概要でございます。

介護保険条例第１２条第２項による減免の場合、普通徴収の方は、納期限の７日前までに提出する必要があります。また特別徴収の方の場合、徴収対象の年金が支給されます２カ月前の１５日までに提出する必要があるところでございます。

今回の特例条例の適用により、介護保険条例で規定する申請期限を過ぎた場合も、市長が別に定める日まで期限を延長して受け付けることができます。この市長が別に定める日につきましては、別に特例規則を定めておりまして、平成２９年３月３１日までと規定する予定でございます。

次に、３、施行日等では、平成２８年８月９日に施行し、２８年４月１４日から適用いたします。

最後に、例を示させていただいております。

例えば２段目でございます。特別徴収、すなわち年金からの天引きの場合、介護保険条例では、第３期分、つまり８月分から減免の適用を受けたい場合は、６月１５日までに減免申請を提出する必要があるところでございます。

これに対し特例条例の場合、年度末の２９年３月３１日までに減免申請書を提出することで、第１期、すなわち４月にさかのぼって、減免の適用を受けることができます。

以上、議案第９７号・平成２８年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例、専決処分の報告とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第９７号・平成２８年熊本地震による災害の被害者に係る介護保険料の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認について、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第９８号・指定管理者の指定の期間の変更について（八代市千丁地域福祉保健センター）

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第９８号・八代市千丁地域福祉保健センターに係る指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第９８号につきまして、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。お願いします。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 健康福祉政策課、西田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明申し上げます。

議案書の３５ページをお願いいたします。

指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

提案理由でございますが、記載されておりますように、本市が設置する公の施設の指定管理者の指定の期間を変更するには、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

健康福祉政策課で所管いたしております公の施設であります、八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、及び八代市柿迫生きがいセンターの9つの施設につきましては、社会福祉法人八代市社会福祉協議会を指定管理者といたしまして、平成27年4月1日から平成30年3月31日までを指定期間としまして、平成26年12月10日提出の議案第106号・指定管理者の指定についてにおきまして、議決をいただいているところでございます。

この9施設のうち、八代市千丁地域福祉保健センターにつきましては、本定例会に上程されております、地域住民等の地域づくりの活動の拠点としてコミュニティセンターを設置する、議案第98号・八代市コミュニティセンター条例の制定に伴いまして、地区公民館がコミュニティセンターに移行するとともに、八代市公民館を千丁支所内からパトリア千丁1階部分に位置づける、議案第105号・八代市公民館条例の一部改正によりまして、現在パトリア千丁1階等で八代市社会福祉協議会に委任して実施しております、八代市千丁地域福祉保健センターの根幹事業でございますデイサービス事業等につきましては、平成28年度をもちまして廃止いたしますことから、同年度をもちまして八代市千丁地域福祉保健センターを廃止するため、同センターの指定期間の終期を、当初の平成30年3月31日から平成29年3月31日に変更するものでございます。

なお、現在パトリア千丁2階で管理運営しております温泉等につきましては、同じく本定例会に上程しております、議案第102号・八代市千丁健康温泉センター条例の制定についてに

おきまして、新たに八代市千丁健康温泉センターとして位置づけをいたしまして、引き続き適正に運営してまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） 指定管理料、これ、委託料の変更というのは、これ、債務負担行為だったですかね。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 御指摘のとおり、指定管理料につきましては、債務負担行為で議決をいただいておりますので、1年間前倒していいですか、期間が短縮されますので、協定書等の変更等も必要になるかと考えております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） じゃあ、特段、この場に料金、——債務負担行為これだけ組んでたけれども、これだけ減るんだっていう報告はないという、しなくてもいいってことです。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

債務負担行為につきましては、その設定のときにやっていますもんですから、もう既にその設定行為自体終わります、変更も年度中にするということになりますもんですから、それについての変更はできないということで、もうあとは予算書の巻末にやるんですが、それについてだけということが生き残って、実際その支払う額が、120万ほどですかね、支払う額が減ってくよということで、来年度の予算にその分は上げないというような、そういったことにはなると思います。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

じゃあ済いませぬ、じゃあ確認ですけど、今の、ここで120万ほどの減額になるということとは確認でいいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

金額的には年間１２０万ほどでした、千丁のデイサービスに係る費用につきましては。（委員幸村香代子君「はい、了解しました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第９８号・八代市千丁地域福祉保健センターに係る指定管理者の指定の期間の変更について、可決に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第１０２号・八代市千丁健康温泉センター条例の制定について

○委員長（友枝和明君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第１０２号・八代市千丁健康温泉センター条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第１０２号につきまして、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。お願いします。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 健康福祉政策課、西田でございます。引き続きよろしく願いいたします。着座にて御説明申し上げます。

議案書の４７ページをお願いいたします。

八代市千丁健康温泉センター条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、記載されておりますように、市民の健康を保持増進し、もって福祉の向上に資するため、健康温泉センターを設置するに当たり、当該施設にかかわる設置及び管理に関する条例を制定する必要があるためでございます。

本条例の説明につきましては、まことに申しわけございませんが、本日追加資料として配付させていただいております、右肩に四角囲みで文教福祉委員会と記載されております、１枚物の資料に基づき御説明を申し上げます。よろしいでしょうか、ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

なお、先ほど御説明いたしました指定管理者の指定の期間の変更の内容と、一部重複する部分がございますことを、あらかじめ御容赦いただければというふうに思います。

まず、条例制定の経緯等でございますが、本定例会に上程されております、地域住民等の地域づくり活動の拠点としてコミュニティセンターを設置する、八代市コミュニティセンター条例の制定に伴いまして、地区公民館がコミュニティセンターに移行するとともに、八代市公民館を千丁支所内からパトリア千丁１階部分に位置づける、八代市公民館条例の一部改正によりまして、現在パトリア千丁１階等で、指定管理者である八代市社会福祉協議会に委任して実施しております、八代市千丁地域福祉保健センターのデイサービス事業等の廃止によりまして、八代市千丁地域福祉保健センターを廃止し、あわせて、健康保持増進事業でありますパトリア千丁２階の温泉等の管理運営を行う、八代市千丁健康温泉センターを設置する条例を新たに制定するものでございます。

中ほどの表に、八代市千丁地域福祉保健センター条例の事業と、八代市千丁健康温泉センタ

一条例の業務につきまして、それぞれ記載をいたしております。

左側の現行条例におけるセンターの事業は、福祉活動の推進に関すること、健康保持増進に関すること、及び介護保険法に規定する通所介護・通所事業、いわゆるデイサービス事業でございまして、そのうちデイサービス事業等は、先ほど申しましたとおり、八代市社会福祉協議会に委任して実施してるところでございます。

また、右側の、今般お願いしておりますセンター条例の業務といたしましては、入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関すること、いわゆる温泉の管理運営等に関する業務でございまして、引き続き市直営での運営を予定いたしております。

次に、当該条例の施行期日でございますが、平成29年4月1日でございます。

また、条例の附則におきまして、八代市千丁地域福祉保健センター条例は廃止すると規定をいたしております。

次に、今後の対応等でございますが、まず、福祉活動の推進に関する事業につきましては、市のセンターの事業としては実施いたしません、引き続き、八代市社会福祉協議会の本来の事業でございます、地域福祉事業として実施されるとともに、千丁校区福祉推進協議会を中心に、住民主体による地域福祉活動が実施できるよう、支援されると伺っております。

次に、デイサービス事業でございますが、現在デイサービスを利用いただいております利用者の皆様につきましては、平成29年度から新たな事業者で、引き続きデイサービス事業等のサービスが受けられるよう、八代市社会福祉協議会の事務スケジュールに沿って対応されるというふうに伺っております。なお、本市におきましても、御利用者の皆様が新たな事業者でデイサービスが円滑に受けられるよう、必要な支援等を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（橋本幸一君） デイサービスがなくなって、このパトリア千丁を、一般的な健康推進のために使うという方向転換されたわけですが、デイサービスがなくなって、いろんな、当然入浴料等も変わってくるわけですね、デイサービス。結局それぞれのデイサービスの事業所が、自分のところで、デイサービスの今の現在の利用者は利用されるということでしょう。パトリア千丁を利用されるってことじゃないんですね。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 本市の事業としまして、デイサービス事業を、八代市の社会福祉協議会のほうに委任して現在実施しております。通所事業所の名称はふれあい千丁と申しておりますけれども、そちらの利用者は現在、31名ほどいらっしゃいます。その皆様方につきましては、あくまでもデイサービスの利用者ということで、2階の温泉のそのいわゆる入館料、券売機を使って入館料払っていらっしゃる方は、デイサービスに関してはいらっしゃらないんですけれども、別棟に、デイサービスの浴場というのを併設しておりましたので、デイサービスの利用者につきましては、そちらの浴場を使って、そういった入浴ということはやっていらっしゃるということでございます。

○委員（橋本幸一君） あ、民間の。じゃあ、民間の方がそのパトリア千丁のその入浴施設を使って、今後も利用されると、そう理解していいんですね。

○健康福祉政策課長（西田修一君） パトリア千丁1階に八代市公民館が設置されますので、現在1階で実施しておりますデイサービス事業は実施できなくなりますので、社協さんのふれあい千丁さんちゅう事業所は、議決をいただい

れば、社協さんの事務スケジュールに沿って、
県のほうに事業廃止ということ、これは来年の
ことになりますけれども、そういったことにな
ろうかと思っております。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） 民間委託されたその利
用者の方は、例えば千丁のこれまで利用された
入浴施設は、利用されるんですかされないんで
すか。その後。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

2つに分けて考えていただくと、温泉です
ね、通常の温泉は、そのまま利用いただけます
んですが、デイサービスのやってた、デイサー
ビスが利用できなくなりますので、そちらはほ
かの、近くですね、近隣のデイサービスの施
設、事業所とかで、やっていただくということ
になります。

○委員（橋本幸一君） 大体わかりました。じ
ゃあそこ、デイサービスの別の入浴施設は、も
うそれも廃止っていうことで理解していいんで
すね。

そうなれば結局、今の温泉施設をそのままっ
ていうか、ほかの近隣、東陽、坂本もあるんで
すが、やはりそこは、入湯税という1つのやっ
ぱり利用料、税金を徴収しながらやってるわけ
で、何か、この千丁のパトリア千丁が、中途半
端な感じを今後生じないかなという、そういう
思いがするんですね。

で、いろんなこれからの補修、修繕等が発生
した場合、果たして今の姿でいいのかというこ
とも、今後検討されると思いますので、早急に
そこは結論は出せないと思うんですが、やっぱ
そういうことも含めて今後、あの位置づけとい
うのをしっかりしたものにしていきたい。

もうこれ、要望で、はい。質問までは、そこ
をすれば、今の段階ではちょっと厳しいと思い
ますので、そこも御検討願いたいと思います。

○委員長（友枝和明君） ただいまの橋本委員

の意見ですね、要望としてね、受けとめていた
だきたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより
採決いたします。

議案第102号・八代市千丁健康温泉センタ
ー条例の制定については、原案のとおり決する
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第103号・八代市指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第103
号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人
員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部改正についてを議題とし、説明を求めま
す。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

議案第103号につきまして、秋田長寿支援
課長のほうから説明いたします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支

援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。
では、座って御説明させていただきます。

お手元の議案書の、51ページになります。
よろしくお願いいたします。

議案第103号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例などの一部改正でございます。

内容につきましては、事前にお配りさせていただいております、議案第103号関係資料を用いて御説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございます。

国は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準の一部を改正し、これまで小規模な通所介護とされていたものを、地域密着型通所介護へ変更されましたので、本市条例の関係部分について改正を行うものでございます。

これは、定員18人以下のいわゆる小規模デイサービスが、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、市町村が指定、監査を行う地域密着型サービスに位置づけを変更したものでございます。

次の、2、改正の概要でございます。

本議案では、2つの条例について、それぞれ一部改正を行っております。

まず、(1)八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の1点目、基準の制定でございます。内容は、現行の通所介護の基準をもとに、地域密着型サービス固有の基準となります、運営推進会議の開催などを加えて規定いたします。

具体的な内容につきましては、議案書の53ページからになります。

53ページは、人員に関する基準、それから、55ページになりますけれども、管理者に関する基準、設備に関する基準、それから、56ページからは、運営に関する基準などがござい

まして、それぞれ規定をいたしております。

次に、改正の2点目になります。小規模多機能型居宅介護に従事する看護師または准看護師が兼務できる事業所として、同一敷地内の指定地域密着型通所介護事業所を追加いたします。

次の、(2)八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正では、小規模多機能型居宅介護に従事する看護師または准看護師が兼務できる事業所に、同一敷地内にある指定地域密着型通所介護を追加いたします。

なお、小規模多機能型居宅介護の看護師、准看護師が兼務できる事業所の規定は、表記いたしておりますとおり、従前から多数あるところでございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日からといたしております。

以上で議案第103号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第103号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

執行部入れかえのため小会いたします。

(午前11時18分 小会)

(午前11時19分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

◎議案第104号・八代市立小学校設置条例の一部改正について

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第104号・八代市立小学校設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○学校教育課長(渡邊裕一君) 学校教育課の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座っての説明とさせていただきます。

議案第104号・八代市立小学校設置条例の一部改正について、御提案申し上げます。

学校規模適正化につきましては、平成23年10月に策定されました八代市立学校規模適正化基本計画にのっとり、進めているところでございます。

平成26年12月、八代市立学校統合等審議会から、金剛小学校敷川内分校については、平成28年度末をもって閉校し、金剛小学校本校への統合が望ましいという方針を受け、その方針のもと、平成27年には、保護者、地域住民を対象とした懇談会を重ねまして、統合の了承をいただいたところでございます。本年平成28年には、敷川内分校統合準備委員会を立ち上げまして、必要な協議事項をまとめ、7月には、保護者、地域住民を対象とした最終報告会を開催したところです。

以上の取り組み経過を踏まえまして、平成2

8年度末をもって金剛小学校敷川内分校を本校に統合することに伴い、八代市立小学校設置条例を改正する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由です。

八代市立小学校設置条例の第2条の表中、八代市立金剛小学校敷川内分校を削ることについて、御審議よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第104号・八代市立小学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第105号・八代市公民館条例の一部改正について

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第105号・八代市公民館条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長(澤田宗順君) 生涯学習課の澤田でございます。

議案第105号・八代市公民館条例の一部を改正する条例につきまして、着座にて説明させていただきます。

議案書の73ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由につきましては、記載されております。

すように、校区公民館を廃止すること等に伴い、条例の改正が必要であるため提案をさせていただくものです。

それではまず、条例改正についての説明の前に、今回の条例改正に至る経緯と、八代市公民館体制再編の基本的な考え方について、説明をさせていただきたいと思います。

事前に資料をお配りさせていただいております、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、目的としまして、現在本市が推進しております住民自治によるまちづくりに関連しまして、本市の公民館活動の充実と効率的なサービスの提供を行うために、八代市ではこれまで、21の校区公民館を活用し、社会教育、生涯学習活動を担ってまいりましたが、これら校区公民館を廃止し、新たに、生涯学習の中核施設として、パトリア千丁内に八代市公民館を位置づけ、1館体制に再編をし、これからの生涯学習活動を推進していこうというものです。

次に、これまでの主な経緯につきましては、平成26年5月、政策会議におきまして、コミュニティ活動の拠点施設として、校区公民館をコミュニティセンターへ移行させることについて、方針が決定されました。これを受けまして、教育委員会としまして、住民自治によるまちづくり推進体制の構築を協働で進める必要があります、これまで校区公民館で行ってきた公民館事業を、継続的、発展的に実施するとともに、本市の公民館活動の充実と効率的なサービスの提供を行うため、校区公民館体制から、八代市公民館の1館体制に再編を行うこととしたものです。

27年6月、政策会議におきまして、既存施設の有効活用を視野に入れ、位置、利便性、機能等を総合的に判断し、パトリア千丁内に八代市公民館を位置づけることについて、方針を決定し、同月、文教福祉委員会で説明をさせてい

ただいております。その後は、関係部課かいと協議を進め、八代市公民館の位置づけにつきまして確認できたところです。

八代市公民館は、パトリア千丁内にあります、八代市千丁文化センターと八代市千丁地域福祉保健センターの1階部分を位置づけております。あわせて、八代市公民館の1館体制に伴い、21の校区公民館を廃止することとしております。また、整備に当たりましては、既存施設を有効活用する観点から、最小限にとどめ、平成29年度当初で予算措置をさせていただき、業務に支障がないよう施工を実施したいと考えております。

次に、公民館活動の業務体制についてですが、八代市公民館を拠点として、社会教育主事等の職員を集約することで、市民の学習ニーズの把握、学習プログラムの企画や運営などの一元化を図るとともに、これまで校区公民館で実施してきました生涯学習活動は、継続的に担ってまいります。また、これまで校区公民館や文化施設等を利用し、市全体を対象に実施してきました、市民教育講座や青少年体験活動などの事業は、八代市公民館で引き続き行ってまいります。さらに、校区単位で行ってきました事業のうち、地域公民館講座や家庭教育学級、婦人学級、高齢者学級などの生涯学習推進講座、校区の社会教育団体の育成につきましては、コミュニティセンターを活用し、実施、支援をしてまいります。校区公民館の管理及び施設整備は市民活動政策課に、校区イベントや校区だよりの発行等はコミュニティセンターに引き継いでまいりたいと考えております。

それでは、八代市公民館条例の一部改正の詳細につきましては、資料の1ページ、八代市公民館条例新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思います。

表の右側が現行で、左側に改正案を示しております。

まず、現行の公民館の名称及び位置は、1 ページ右側中ほどの別表第1に示しているとおりで、八代市公民館の位置はこれまで、八代市千丁町新牟田1502番地1、生涯学習課内でしたが、新たに、八代市千丁文化センター及び八代市千丁地域福祉保健センターの1階部分を、八代市公民館として位置づけることになりますので、その位置を八代市千丁町新牟田1433番地とし、本則第2条に八代市公民館の名称及び位置を明記しております。あわせて、校区公民館を廃止することから、別表第1を全て削除いたします。

次に、現行の施設の使用料につきましては、資料の2ページの右側の下段になりますが、別表第2に示したとおりです。別表内の会議室等の使用料を八代市公民館施設に合ったものに改め、新たにホール等の使用料を加え、別表として明記しているところです。

なお、ホール等の使用料は、千丁文化センターの料金表を例に適用しておりますので、利用者への影響はないと考えております。

最後に、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の改正に伴い、関係する条例の一部を改正する必要があり、本附則で、八代市有線テレビジョン放送施設等条例別表第4、世帯及び施設の欄中、地区公民館を自治公民館に改めるもので、他例規との用語の整合を図るということです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（前垣信三君） 1点お尋ねですが、生涯学習課とこの公民館のかかわりといいますか、ここには、公民館には館長、副館長、何々を置くという書き方がしてあるんですが、生涯学習課の課長さんが館長になられるということ

ではないですね。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 今現在、ほかの公民館等につきましても、私のほうが館長を兼務しております。

○委員（前垣信三君） ということは、館長は、生涯学習課長という捉え方でいいんですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） そのように捉えていただいて結構かと思います。（委員前垣信三君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） たしか、調理室とかいろいろございましたよね。（生涯学習課長澤田宗順君「はい」と呼ぶ）今度、そういうところの管理とか、どのようにされていかれるのかなと。ここに載ってなかったみたいなので、今度の新しい――。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 今度の施設は、既存施設を使うということで、調理施設はございませんので、その分の使用料については削除しております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第105号・八代市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０６号・八代市南部市民センター条例の廃止について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第１０６号・八代市南部市民センター条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 引き続き、議案第１０６号・八代市南部市民センター条例の廃止について、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の第７７ページをごらんいただきたいというふうに思います。

提案理由としましては、記載されているように、八代市南部市民センターを廃止することに伴い、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止する必要があるため、提案をさせていただきます。

八代市南部市民センターは、昭和５３年１月、工業再配置促進費補助金を活用し、鉄筋コンクリート造地上３階建ての施設で、これまで、八代市公民館条例で日奈久公民館として八代市南部市民センター内に位置づけ、管理運営を行ってきております。本市が推進しております住民自治によるまちづくりに関連しまして、平成２９年４月１日から、地域コミュニティ活動の拠点施設として、南部市民センターがコミュニティセンターとなる予定でありますことから、関係条例を廃止しようとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより

採決いたします。

議案第１０６号・八代市南部市民センター条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっております請願、陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書につきましては、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（友枝和明君） 次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の２件です。

このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して２件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査（学校給食調理場におけるノロウイルス感染への対応について）

○委員長（友枝和明君） それでは、まず、学校給食調理場におけるノロウイルス感染への対応について、説明をお願いします。

○理事兼教育政策課長（宮田 徑君） 教育政策課、宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、学校給食調理場におけるノロウイルス感染への対応について、御報告をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

今回、一般質問でもお尋ねがありましたとおり、去る8月25日、中部学校給食センターの従事者1名がノロウイルスに感染していることが判明し、同センターにおける業務を停止し、5日間、パンと牛乳の簡易給食の提供となりました。

その経緯につきましては、お配りしております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。こちらの、所管事務調査の資料ということでお出ししておりますものでございますけれども。

まず、上のほうから。8月25日に1名の従事者が下痢を発症したため、直ちに当従事者に医療機関を受診させ、迅速検査でノロウイルス陽性ということであったものですから、八代保健所とも協議をいたしながら、センター業務の停止を決定いたしまして、その日の夜間に、当センターが所管する関係学校長にも、簡易給食への変更を電話連絡をいたしました。次の26日金曜日には、関係学校へ、保護者への周知依頼を含めまして通知を行いますとともに、高感度検査の準備を行いました。27日には、感染者を除くセンター従事者全員の、高感度検査を実施いたしております。そして、9月1日に検査結果が判明し、全員が陰性ということであったことから、直ちに調理場の消毒を行いました、翌2日から給食を再開したものでございます。

今回の措置は、学校給食法に基づきまして、

ノロウイルスに感染した職員及び感染機会の可能性がある職員は調理に従事させないという、衛生管理基準に則して対応したものでございまして、子供たちの安全を最優先しまして、2次感染を防ぐためにとった、予防的な措置でございます。

結果といたしまして、小中学校の児童生徒、それとセンター職員への感染の広がり確認されず、対応といたしましては、適切なものであったかと考えております。

そこで今回は、ノロウイルスの感染に対しまして、組織として日ごろどのような体制をとっているのか、資料2ページのフロー図をごらんいただきたいと思います。

フロー図の、まず左上の従事者の枠がスタートでございますけれども、感染が疑われる症状があった場合、その右側でございます、学校長、それと所長など、現場の上司に即座に報告いたします。上司は、直ちに当従事者に医療機関を受診を指示するとともに、調理場の消毒を実施いたします。また、同時に教育委員会への報告も行うということでございます。

次に、医療機関による迅速検査によりまして、当従事者が陽性であった場合、他の従事者への感染の機会、具体的には、発症前の48時間以内に食事をともにしているなどの、感染機会を確認いたします。

感染機会がなかった場合は、感染があった従事者のみ調理業務から外しまして、自宅待機の後、約2週間後にその当従事者を高感度検査を行いまして、陰性が確認されれば職場復帰となります。

一方、感染機会があった場合は、保健所とも協議しながら、給食の中止でありますとか、調理場の全職員の検査を検討することになりますが、給食中止が決定し、全職員が高感度検査を実施するという事になった場合、この高感度検査の結果が出るまで4日から6日間の期間を

要しますことから、給食の中止も1日、2日ではなく、今回のように5日間といった一定期間に及ぶものでございます。

なお、こういった給食中止や簡易給食への変更があり得ることは、学校や園を通じまして、保護者の皆様にも事前周知を行っていたところでございます。今後ですね、冬のノロウイルスの流行期を前に、10月ごろにも通知を行う予定でございます。

学校給食の中止、それから簡易給食への変更につきましては、大事な成長期にある子供たちへの影響、そして、保護者の皆様に大変御迷惑をおかけいたしますことは、私ども重々承知しております。極力回避したいと考えておりますけれども、ただいま御説明いたしましたとおり、法に則した対応を図る必要があるということで、やむを得ず行った予防措置であることを御理解いただきたいと思います。

日ごろの衛生管理といたしましては、従事者の健康管理につきまして、下痢、発熱、腹痛等の症状、また、手や指の外傷の有無など、一人一人の健康状態を毎日把握いたしますとともに、本人もしくは同居人に感染症やその疑いがないかにつきましても、毎日確認と記録を行っております。また、従事者自身もですね、子供たちに被害が及ばぬよう、自分自身が感染源になってはいけないという認識を持っておりまして、調理場の内外を問わず、日ごろより手洗い、うがいを励行するなど、健康管理には人一倍注意を払っているところでございます。

今後、こういった安全衛生への取り組みをさらに徹底させまして、子供たちのために、安全・安心な学校給食の提供に向けて、一層努力してまいりたいと思っております。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

○委員（幸村香代子君） あってはならないこ

とですけれども、今回の対応とかっていうことについてはですね、非常に迅速に適切に対応されたというふうに思っています。

ただ、この経過の報告ですね。その経過が、ちょっと1ページ目書いてないので、どこにどんなふうに今回のこういったふうなことが起きたという報告が、例えば市長であるとか議長であるとかといったところへの報告といったものが、どの段階でどんなふうに行われたのかというところを、教えてください。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 今回の対応につきましては、学校給食法の衛生管理基準に則してるものでありました。あくまでも予防的な措置ということであったものですから、特に、報道機関への公表とか、議会への報告とかは行っておりません。学校給食を原因とする2次感染がですね、発生したということではなかったものですから、そういった、2次感染があった場合はですね、即座に議会、報道機関にも報告することになりますけれども、そういったことで、今回は、教育委員会内部で検討いたしまして行った措置ということで。

ただ、市長にはですね、一応、そういうことでちょっと給食がしばらくとまりますということで、御報告はいたしております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） 今回の分は、つまりは、予防的だといったところで、このような対応になったということでもいいですか。（理事兼教育政策課長宮田径君「はい」と呼ぶ）

はい、いいです。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、学校給食調理場におけるノロウイルス感染への対応についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・教育に関する諸問題の調査（特別支援教育について）

○委員長（友枝和明君） 次に、特別支援教育について説明願います。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 学校教育課、渡邊です。よろしくお願いいたします。座って報告をさせていただきます。

それでは、本市の特別支援教育の現状について、報告をいたします。

学校教育には、さまざま課題がございます。近年特に大きな課題と考えておりますことに、特別支援教育がございます。

御案内のとおり、そもそも特別支援教育とは、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年に特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校で、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととされております。

そこで、資料の3ページをお開きください。グラフを載せております。

上のグラフでございますが、これは、特別支援学級数と児童生徒数の5年間の推移をあらわしております。右下がり青色の棒グラフがございますが、こちらが市内の全ての児童生徒数となります。このグラフから言えますことは、子供の数は、この5年間で市全体で800人ほど減少しているにもかかわらず、特別支援学級に在籍する子供の数は、5年前と比べて200人ほどふえております。それに伴って、特別支援学級数も、5年前と比べて3割ほどふえている状況であります。

その下のグラフをごらんください。

これは、特別支援学級の、種別ごとの児童生徒数の推移です。5つの種別のうち特に多いのが、青色の折れ線で示しております、自閉症・情緒障害学級の子供です。平成28年度では2

90名と、全体のおよそ67%を占めています。5年前と比べ、2.5倍にふえています。特別支援学級全体の児童生徒数が増加している、大きな要因がここにあると考えています。

また、これによりまして、指導する担任の先生もふえることとなりますので、専門性の向上を目指した研修の充実が喫緊の課題と考えており、市教委ではさまざまな研修機会を設けているところでございます。

次に、4ページをお開きください。

上のグラフですが、これは、通級指導教室における児童生徒数の推移です。これは全国的にも増加傾向にありますが、平成26年度の国のデータでは、8万3000人が通級指導教室に通っております。同じ年、八代市では、38人という状況です。

この八代市でも年々少しずつふえておりますが、全国と比べますとやや緩やかな傾向にあるんですけども、その背景には、本県でこれまで通級指導教室の新設が少なかったのかなあと考えております。八代市では、現在、5つの小中学校で6教室のみという現状です。

ただ、今回文科省の来年度予算の概算要求で、通級指導教室の教員を大幅にふやす要求が報道されておりました。本県でもふえる可能性があるかと期待をしているところです。今後も、通級指導教室の新設要望を継続してまいりたいと考えています。

下のグラフでございますが、こちらは、通常学級で特別な支援を必要とする、児童生徒数の推移です。この3年間を載せておりますが、もう既に2倍以上にふえていることがわかります。

担任の先生方は、40人の通常学級の中で、一斉授業をしながら、特別な支援を要する子供さんにも、個別のきめ細かな対応が必要となります。このサポートをしますのが、本市で配置をしております特別支援教育支援員です。担任

の先生方が教室全体を見渡して一斉授業を進めていくのに対し、特別支援教育支援員は、支援の必要な児童生徒にピンポイントで対応していく先生とも言えます。全ての子供にわかる授業づくりをするために、なくてはならない存在だと思います。現在、市では、55名の特別支援教育支援員を配置していますが、全ての学校にはまだ対応できておりませず、40校のうち33校に、1名から4名の配置をしている状況です。

5ページに、その支援員の数の推移をグラフであらわしておりますけれども、支援員が必要だというニーズの高まりから、本市では年々多くの配置がなされてきていることが御理解いただけたと思います。

しかし、学校からの要望を満たすには、まだ30名ほど足りない状況もあります。教育的支援のニーズを考えますと、市内どこの学校でも欠かせない存在となっております。子供のため、保護者のため、学校のために、できる限り多くのニーズに応えていきたいという、強い思いを持っております。

本日は、特別支援教育の現状を知っていただきたいと考え、報告をさせていただきました。

引き続き、資料6ページにつきましては、教育サポートセンター所長が報告をいたします。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君）

教育サポートセンターの高嶋です。

資料の6ページにあります、特別支援教育相談事業について報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

先ほどから、本市の特別支援教育に係る現状について報告がありましたが、そのような現状、課題に対しまして、本年度からの新規事業としまして、特別支援教育相談事業を行っております。

この事業の目的は、そこにありますように、教育サポートセンターに特別支援教育アドバイ

ザーを配置し、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者などの相談を受け、助言することで、特別支援学級等特別支援教育における課題解決を図るものであります。

事業の概要としましては、原則、月曜日から金曜日の午後4時間、年間200日で、合計800時間、特別支援教育アドバイザーが勤務し、来所、電話、メールによる相談活動及び訪問による支援活動を行うものであります。

特別支援教育アドバイザーの活動内容としましては、学校、園を訪問し、園児、児童、生徒の状況を見て、指導内容、方法に関して助言をしたり、先生たちの特別支援教育に関する知識、理解を高めるための校内研修における講話を行ったり、保護者への対応をするなど、資料に載せておりますようなものがあります。

本年度から開始した事業ですが、8月末までの活動状況は、資料のとおりになっております。4月、5月は地震の影響もあり多くはありませんでしたが、校長・園長会議を通じて、また、各学校、園に配付する通信、チラシ等による周知も行ってきており、その後は活動件数も多くなってきております。

以上、特別支援教育相談事業についての報告を終わらせていただきます。お時間ありがとうございました。

○委員長（友枝和明君） 本件について、何か質疑、御意見ありませんか。

○委員（幸村香代子君） 本来に、特別支援教育っていうのですね、これから先の重要性っていうのを、改めて感じたところなんです、実は、私の校区のところでも、それまでは通常学級に支援を必要とする子供さんたちいらしたんですけれども、結局、今度からクラスを設けられたんですね。

で、何でその特別教室、クラスを設けたかっていうと、今までは通常クラスの中でということの基本をやってきたけれども、数がふえてき

たっていうことと、その子供さん子供さんに適切な、その子に適切な指導とか教育をやっていくには、ある程度そこに集中して子供さんにかかわっていく必要があるということで判断して、通常クラスにも入れるけれども、だけでもそんなふうに、やっぱり子供さん、特別クラスを設けてやっていく必要性を非常に感じたので、今年度からというようなお話があって、保護者の方にも理解を得てやりましたと、今回こんなふうな体制をとりましたというお話があったんですが、本当に、そういったふうですね、必要性を感じていたところでこの報告だったので、やっぱり、これに対しては、通常の学校の先生たちだけではなくて、やっぱりマンパワーがですね、必要になってくると、体制の強化も必要だろうし、なおかつ、専門性といったものもですね、やっぱり求められてくると。

で、ですね、この先があって、放課後児童クラブの方たちも、非常にこの対応にですね、苦慮していらっしゃるんですよ。やっぱり放課後児童クラブに来る子供たちも、非常に多様な子供さんたちに対応していくために、研修の必要性であるとか、やっぱりそういうのも強く感じておられて、非常に幅広く、地域の中でこの子たちが暮らしていくために、過ごしていくために、やっぱり幼稚園、保育園、その前から、社会に出てくまでのプロセスの中でですね、どんなしていくかっていうのを、本当に社会全体で考えていく必要がある時期に来てるというふうに思いますので、ぜひ、学校現場におかれてはですね、非常にそのあたりを適切に対応していただくということと、その必要性をぜひ発信していただくということも含めてですね、お願いをしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、特別支援教育についてを終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会の委員長である私に、10月29日から11月2日までの5日間、中華人民共和国の北海市へ、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結20周年記念事業出席のため、執行部より同行依頼がございました。

このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午前11時59分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年9月13日

文教福祉委員会

委 員 長